

特記仕様書の運用について

1. 第1編 第1章 第1節の6から8に要する試験費は生コン製造者が負担する。
2. 第1編 第1章 第2節の共通仕様書によるスペーサー以外の材料を承認する場合は、規模、使用箇所等を考慮し国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建設工事監理指針」H13年版（上巻）P279を参考にする。
3. 第1編 第2章 第1節の1に要する試験費は発注者が技術管理費に積上げ計上する。
4. 第1編 第2章 第2節の測定方法は、「エアメータ法による簡易な単位水量推定方法の実施要領」により行い、測定表を監督職員に報告することとする。
5. 第1編 第2章 第3節の銘板に要する費用は、構造物の代価表に計上し、単価は実施単価表にある橋歴板の㎡当り単価を採用する。